

PATENT Attorney

日本弁理士会広報誌

2012

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

パテント・アトニー

春

VOL. 65



◎ムラムラ商唱せりひつて生まれた

ヒックト商品を支えた知的財産権

激しく動く犬が特徴の貯金箱
「貯犬箱」

- 特許調査よもやま話
- 「ジャーナリスト」ばれ話
- 知つておきたいーーの技術
トレーパーでつく（バネ式フィルター）
- シリーズ特産品（嶽さみ）
- 知的財産権なんでもQ&A
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAA Information



ヒット商品を支えた知的財産権 65

VOL.

65

激しく動く犬が特徴の貯金箱「貯犬箱」

意匠登録 第1383939号
商標登録 第5295891号
商標登録 第5343065号



お腹をすかせた犬が、わき目もふらずにエサを平らげる。そんなイメージでつくられたのが、株式会社ウイズと株式会社ハピネットが共同開発した「貯犬箱」だ。2009年11月の発売からわずか3カ月で4万8000個を出荷。11年末までの累計販売数はおおよそ国内10万個、海外20万個にのぼる。また、独創的かつヒットの可能性が高いギフト商品に贈られる英国「ギフト・オブ・ザ・イヤー2010」ホットノベルティ部門大賞を受賞している。

製造元のウイズの企画開発部・清水浩平さんは「犬がご飯を食べるしぐさを玩具にしたかった」という。かわいらしさを強調した犬の玩具が多い中で、激しい動作でエサにがつつく姿はユニークだ。

エサ皿に入れたコインが、食べる動作の振動で下の箱に滑り落ちていく

品が発見された。「玩具は正規品から型をとつて、まったく同じものを出されるケースが多い」という同社法務知財担当者が見せてくれた模造品は、素人目には判別のつかないものだった。国内でもネットで販売されていることが発覚、流入阻止に力を入れているそうだ。また、「貯犬箱」のほか、ヒットを受けて「笑撃アクション」の商標登録を行い、シリーズ化した商品を次々に展開している。

玩具はサイクルが短いため、知財戦略は意匠、商標が中心になる。「意匠は公表前に出願しますが、最終的に起きるのを回避するための試行錯誤があった。5時間以上連続で動かしても不具合が出ないように、コンマ数ミリ単位で金型の微調整をするなど、通常の商品より開発に時間をかけたそうだ。

（同社法務知財担当者）

特許調査 よもやま話

今回は、VOL.64（冬号）の続きです。VOL.64では、特許電子図書館の特許・実用新案検索の「公報テキスト検索」で、国際特許分類（IPC）のB41J2/19（インクジェットプリンタのノズルに関する、気泡を取除くもの）を検索するとゼロ件になり、一方、ヨーロッパ特許庁のデータベースEspacenetで同じ分類を日本特許文献に限定して検索すると421件がヒットすることを紹介しました。それでは、特許電子図書館では、気泡を取除く発明を特許分類で検索できないのでしょうか。FI記号には適切な分類がありませんが、Fタームには、インクジェットプリンタに関する、

インクの気泡を取除く分類として、例えば、2C056EA15（気泡除去、気泡発生防止）、2C056EC49（気泡の分離、除去のための制御）、2C056KD02（気泡の分離、除去手段に関するもの）があります。そして、特許電子図書館の「特許分類検索」というサービスでは、Fタームで検索できます。「特許分類検索」で、上述の三つのFタームの論理和で検索すると、2,267件がヒットします。こんなにたくさんあります。しかし、「特許分類検索」では、言葉を使って絞ることができないので、調査には不便です。気泡を取除く出願がこんなにたくさんあるのですから、IPCのB41J2/19も付与しておいてくれないかな、と思います。

（弁理士 鈴木利之）

シリーズ JAPAN 特産品 「嶽きみ」

商標登録 第5042511号

青森県弘前市にそびえる
津軽富士と言われる岩木山
の麓には、通称「嶽」と呼ば
れる地区があります。



「嶽きみ」は、岩木山麓で収穫される秋の味覚として、全国に知られるとうもろこしです。(津軽地方ではとうもろこしのことを【きみ】と呼びます。)

嶽地区は、標高400~500

メートルに位置し、昼夜の気温の差が非常に大きいことから、とても糖度が高く甘~い【きみ】が収穫されます。チチチと口の中で弾ける食感が特徴です。

秋の収穫シーズンともなれば全国各地へ発送され、弘前市岩木地区の沿道に並ぶ直売所には、茹であげられた「嶽きみ」の甘い香りに誘われた行楽客で大にぎわいとなります。しかし、「嶽きみ」が現在のブランドを築くまでには、荒野の開拓に挑んだ入植者たちの苦難の歴史がありました。

「嶽きみ」の育ての親ともいえる「つがる弘前農協嶽きみ部会」(鈴木健・部会長)の成り立ちは、昭和24年にさかのぼります。終戦後、サハリン(樺太)から引き揚げてきた鈴木さんの父(故人)ら十三戸が、岩木山麓の瑞穂地区で、原野の開墾に着手しました。標高の高い高原は農業用水に乏しく、土壤も耕作に不向きで、その打開策の一つとして取り組んだのがトウモロコシでした。

昭和62年には、瑞穂開墾地以外の農家も加わり、旧岩木町農協(現つがる弘前農協)とうもろこし部会(現在は嶽きみ部会)が発足。農協を通じた首都圏への出荷ルートができました。

部会には現在19人が加盟し、畑は合わせて約150haに拡大。「嶽きみ」は平成19年4月に地域ブランドとして商標登録されました。部会では毎年、新品種の栽培試験を繰り返し、お客様に喜ばれるよりおいしい「嶽きみ」づくりにチャレンジしています。



※このコーナーに掲載御希望の方は、「特産品」のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。

知っておきたい!この技術

トレンドマガジン

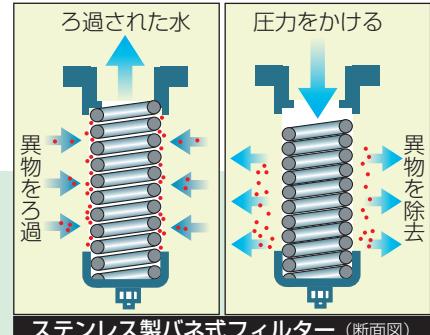
シリーズ
8

バネ式 フィルター

水を濾過するフィルターは、上水に利用する地下水の細菌除去から排水浄化まで、幅広い用途がある。従来は繊維、紙、セラミックなどのフィルターが使われていたが、どのフィルターも除去した物質が付着して処理能力が低下するので、定期的に洗浄あるいは交換する必要があり、手間と費用がかかる。また、フィルターの性能によって、対応できる除去物質、源水の汚濁状態や温度などに制約があった。

バネ式フィルターは、線材をコイル状に巻いた筒状(バネ形)のフィルターで線材間にミクロン単位の隙間が設けられており、この隙間に汚水を通すことで浮遊物質や細菌をとらえて除去する。濾過する際はフィルターの外側から内部に向けて、圧力を加えた源水を流し、きれいになった水を内部から出す。洗浄する際は内側から洗浄水を流し、フィルターの外側に付着した汚れを洗い流すことができる。メンテナンスが容易かつ安価なだけでなく、耐久性が高いのが、バネ式フィルターの大きな特徴となっている。また対応できる除去物質の幅が広く、高温、高圧、高濃度の条件にも対応でき、濾過装置のコンパクト化も実現している。

化学工場や食品工場をはじめ浄水場などで、バネ式フィルターを使った濾過装置の採用が進んでいる。すでに中国やインドでも導入されているほか、最近は途上国で上水用の濾過装置として注目されている。



ステンレス製バネ式フィルター(断面図)

より高度の判断ができ、人類に有用なロボットは、一つ一つに高い水準が求められる複合技術からなり、その開発が簡単である訳がない。しかし、幸せなことに、その実現は夢ではなく、未来と言えるところまで来ている。

(鈴木)

日本人はロボット好きと言つて間違ひ無いと思う。しかしロボット開発初期の研究者は、その実現が馬鹿げていると変人扱いされたと聞く。それが今や、ロボットは単に動くだけではなく、少しの事ならば判断できるまでになつてゐる。

国際ロボット連盟(IFR)によれば、日本では世界で最も多くの産業用ロボットが働いている。加えて、案内や掃除、警備などを目的にしたロボット、技術開発を目的としたロボットなど様々な用途でロボットが使われている。最近では、福島の原発事故調査において、千葉工大と東北大らが開発した調査ロボットQuinceが使われて話題になった。

また、本田技研工業の「ASIMO」や、村田製作所の「ムラタセイサク君」、京商の「MANOID」、テムザックの「ロボリア」などが知られており、これらは商標登録もされている。

夢の ロボット技術

ジャーナリスト
こぼれ話



Q 新製品の商品名「A」について商標登録出願をするために調査を行ったところ、既に同一の商標がX社に登録されていました。しかし、商標権者であるX社は実際にはこの商標「A」を使用していないようです。「A」を使用するための対応策を教えてください。

A まず、X社から商標権を譲り受けるという方法が考えられます。譲渡契約が完了すれば、正当な商標権者として商標「A」の使用をすることが可能です。

また、X社とライセンス契約を結ぶという方法も考えられます。この場合は使用権者という立場で正当な使用をすることが可能となります。なお、使用権には登録商標を独占的に使用できる専用

使用権と、独占的ではない通常使用権とがありますので、ライセンス交渉をする際には、どちらのライセンスについて交渉するか、ご注意ください。

この他、X社が商標「A」を継続的に3年以上使用していない状態にあるようであれば、不使用取消審判を請求し、商標登録を取消すという方法が考えられます。使用をしているか否かの立証責任は商標権者にあり、使用をしていることを商標権者が立証できなければ、商標登録は取り消されることになります。なお、不使用取消審判を請求する場合は、予め商標登録出願をしておくことをお勧めします。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ又はFAX.03-3519-2706で日本弁理士会 広報・支援・評価室「Q&A係」までお送りください。



特許庁からのお知らせ

「審査請求料の納付締延制度」の終了について

~特許出願審査請求料の納付締延制度が平成24年3月31日で終了します~

審査請求料の納付締延制度は、景気の急速な悪化を受けた緊急的な措置として、特許出願の審査請求と同時に納めることとされている審査請求料を、審査請求の提出日から1年間、納付を繰り延べることができることとし、平成21年4月1日から3年間の予定として実施してまいりました。

すでに特許庁ホームページ等にてご案内のとおり、この審査請求料の納付締延制度は、平成24年3月31日をもって終了することとしました。平成24年4月1日以降に審査請求書を提出する場合には、手続きと同時に審査請求料を納付していただくことになります。

また、平成24年4月1日より、(1)特許料等の減免制度の拡充、(2)国際出願手数料の引き下げ、(3)意匠登録料の引き下げ、など特許等料金の改定が行われますので、お知らせいたします。

●詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=tetuzuki/ryoukin/shinsa_kurinobe_syuryo.htm

日本弁理士会の 『特許等出願援助制度』をご活用ください

~優れた発明・考案・意匠の創作を応援します~

特許出願等援助制度とは?

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は?

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は?

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は?

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

JPA Information

利用の流れ

申 請

審 査

審査結果の通知

援助が決定したら
弁理士の設定

契 約

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式の
ダウンロードは日本弁理士会のホームページで

特許出願等援助制度

検 索